

## 福祉 (高齢・障害等)

### 補助犬を希望する方へ

▷**対象** 区内在住の満18歳以上の在宅の方で、次の身体障害者手帳をお持ちの方  
①視覚障害1級(盲導犬) ②肢体不自由1・2級(介助犬) ③聴覚障害2級(聴導犬)  
※その他所得や補助犬訓練事業者との事前相談等の要件がありますので、詳しくは申請前にお問合せください。  
▷**問合せ** 障害福祉課 **TEL** (5246) 1201



詳しくはこちら

### 障害福祉サービス等職員研修受講費用助成

区内の障害福祉サービス等事業所に勤務する職員の方に対し、専門性を高めるために必要な研修の受講費用を助成します。  
▷**対象者** 次のいずれかに該当する方  
①区内の障害福祉サービス事業所に3か月以上就労し、研修終了後も就労する意思がある  
②研修終了日から3か月以内に区内の障害福祉サービス事業所と雇用契約を結び、3か月以上就労している  
※他の助成を受けている方は除く。  
▷**対象研修** 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、重度訪問介護従事者養成研修、同行援護従事者養成研修、強度行動障害支援者養成研修、移動支援従事者養成研修  
▷**対象人数** 各研修5人程度  
※予算額に達し次第終了。  
▷**申請方法** 申請書(区HPからダウンロード可)に  
①研修の修了証明書の写し  
②研修受講費用の領収書の写し  
③本人確認書類を添えて問合せ先へ持参



詳しくはこちら

▷**申請期限** 研修終了日から1年以内  
▷**問合せ** 障害福祉課(区役所2階10番) **TEL** (5246) 1058

### 金婚・ダイヤモンド婚おめでとうございます

●**金婚**  
・内田 秀雄・典子(池之端3)  
・早川 英夫・貞子(日本堤1)  
・増田 兼三・雅子(浅草1)  
●**ダイヤモンド婚**  
・成嶋 繁夫・洋子(三ノ輪1)  
結婚50周年(ダイヤモンド婚は60周年)を迎えるご夫婦で、2月までに申請した方を掲載しています(申請順・敬称略)。  
掲載を希望する方は、ご連絡ください。  
▷**申込み・問合せ** 高齢福祉課 **TEL** (5246) 1221

### 介護職員研修受講費用の助成

区では、区内介護サービス事業所において介護職員として就労している方に対し、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修の受講費用を助成します。  
▷**対象者** 次の全てに該当する方  
①介護職員初任者研修または介護職員実務者研修を修了後、1年以内  
②区内の介護サービス事業所に介護職員としてすでに3か月以上継続して就労しているか、研修の修了日から3か月以内に介護サービス事業者と雇用契約を結び、区内の介護サービス事業所に介護職員として3か月以上継続して就労している  
③助成金の交付の申請に係る研修受講費用について、他に助成を受けていない  
▷**金額** 研修を実施した養成機関に支払った研修受講費用(テキスト代、実習に要した費用等を含む)  
※助成上限額は、介護職員初任者研修が8万円、介護職員実務者研修が15万円です。  
▷**対象人数** 初任者研修15人、実務者研修20人  
※予算額に達し次第終了。  
▷**申請方法** 台東区介護職員研修受講費用

助成金交付申請書(第1号様式、区HPからダウンロード可)に①研修の修了証明書の写し ②研修受講費用の領収書(原本) ③本人確認書類を添えて問合せ先へ郵送か持参  
▷**問合せ** 〒110-8615 台東区役所 介護保険課(区役所2階4番) **TEL** (5246) 1243

## 保険・年金

### 国民健康保険加入者で他の健康保険へ加入した方へ～届出をお忘れなく～

国民健康保険の加入者が新しく職場の健康保険に加入した時や、その被扶養者になった時は、14日以内に国民健康保険課(区役所2階12番)、区民事務所・同分室で国民健康保険をやめる手続きをしてください。  
届出により国民健康保険料が変更となる場合は、後日世帯主あてに保険料変更通知書を送付します。  
▷**必要な物** ①本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等) ②マイナンバーが確認できる書類 ③新しく加入した健康保険に関する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」 ④台東区が発行した「健康保険証」、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」  
※他の健康保険に加入した方全員分。  
※郵送での手続きを希望する方は、国民健康保険を喪失するための書類と返信用封筒を郵送しますので、お問合せください。  
●**ご注意ください**  
職場の健康保険の「資格取得年月日」または「扶養認定年月日」以降に台東区の国民健康保険証や資格確認書等を使って診療を受けた場合、区が負担した医療費を後日返還してもらうことになります。  
▷**問合せ** 国民健康保険課 **TEL** (5246) 1252

## 健康

### 人間ドック利用補助

人間ドックの受診により生活習慣病をはじめとした病気を早期に発見することが出来ます。  
▷**対象** 台東区の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している35歳以上(申込時点)で、前年度までの保険料を完納している方  
▷**補助額** 20,000円(年度に1回まで)  
▷**申込方法** 電子申請か問合せ先へ  
▷**問合せ** 国民健康保険課 **TEL** (5246) 1251



詳しくはこちら

### 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

4月1日から、東日本旅客鉄道(株)等において、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種精神障害者(障害等級1級)または第二種精神障害者(障害等級2・3級)のいずれの区分に該当する記載のある精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を対象とした精神障害者割引制度が導入されました。  
お手持ちの精神障害者保健福祉手帳に旅客運賃割引区分が記載されたシールを貼付します。ご希望の方は、6月30日(月)までに、問合せ先に精神障害者保健福祉手帳をお持ちください。  
なお、家族、医療機関職員など本人以外の方でも手続きできます。  
※7月1日(火)以降は、東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課または東京都立中部総合精神保健福祉センターでの対応となります。  
▷**問合せ** 台東保健所5階保健予防課 **TEL** (3847) 9405

## 7年度の保険料率等が決定しました(国民健康保険、後期高齢者医療制度)

●**国民健康保険料** 所得割料率・均等割額が以下のように決定しました。6月13日(金)に国民健康保険料の通知を発送する予定です。

国民健康保険料の所得割料率・均等割額									
	所得割料率			均等割額 ※2			最高限度額		
	7年度	6年度	前年度比較(ポイント)	7年度	6年度	前年度比較	7年度	6年度	前年度比較
医療分	7.71%	8.69%	-0.98	47,300円	49,100円	-1,800円	66万円	65万円	+1万円
後期高齢者支援金分	2.69%	2.80%	-0.11	16,800円	16,500円	+300円	26万円	24万円	+2万円
小計	10.4%	11.49%	-1.09	64,100円	65,600円	-1,500円	92万円	89万円	+3万円
介護納付金分 ※1	2.25%	2.19%	+0.06	16,600円	16,500円	+100円	17万円	17万円	-
合計	12.65%	13.68%	-1.03	80,700円	82,100円	-1,400円	109万円	106万円	+3万円

※1 国民健康保険料に含まれる介護納付金分は、40～64歳の方が対象です。65歳以上の方の介護保険料は、介護保険課より別途通知します。  
※2 義務教育就学前の被保険者は均等割額が5割減額されます。

### ●後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方および65歳以上で一定の障害があり認定を受けた方を対象とした医療制度です。後期高齢者医療保険料は東京都後期高齢者医療広域連合で決められ、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、都内で均一です。

### 後期高齢者医療制度保険料額(年額)

$$\text{保険料額(限度額80万円)} = \text{均等割額(被保険者一人あたり47,300円)} + \text{所得割額(賦課のもととなる所得金額} \times 9.67\%)$$

保険料の計算方法等、詳しくは区HPをご覧ください。

▷**問合せ** 国民健康保険については国民健康保険課資格係 **TEL** (5246) 1252

後期高齢者医療制度については国民健康保険課後期高齢者保険係 **TEL** (5246) 1491



国民健康保険



後期高齢者医療制度